

法令の遵守に関する申出書

民間委託による就職支援セミナーに係る入札に参加するに当たり、各種法令（下記 1 から 5 に係る法令を除く。）に違反する事実がないこと、今後とも違反しないことを申し出ます。

また、下記項目 1 から 5 について申し出るとともに、今後とも下記に違反した場合又は違反した事実が判明した場合、速やかに通知することを申し出ます。

※ 下記要件に反することが判明した場合には、番号に○印を付けたうえ、第 2 面に当該違反の概要を記載して下さい。

なお、下記要件に反することが判明した場合であっても、支出負担行為担当官判断により、入札参加資格が認められる場合があります。

- 1 関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。）（以下、「関係会社」という。）が、労働力需給調整に係る法令等の重大な違反（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）第 6 条第 1 号及び第 2 号に該当しないこと。また、その役員のうちに同条第 1 号及び第 2 号に該当する者がいないこと。）がないこと。
- 2 関係会社が、平成○年度（※入札実施年度の 5 年度前）の入札日に相当する日以後、入札の日までに、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）若しくは労働者派遣法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導をうけたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）
- 3 関係会社が、平成○年度（※入札実施年度の 2 年度前）の入札日に相当する日以後、入札の日までに、労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。
- 4 入札参加事業者及び関係会社が、平成○年度（※入札実施年度の 3 年度前）の入札日に相当する日以後、入札の日までに、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条及び第 63 条に定める雇用安定事業及び能力開発事業（平成 19 年 4 月 22 日以前については、改正前の雇用保険法第 62 条から第 64 条に定める雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業）に係る不正がないこと。
- 5 入札参加事業者及び関係会社が、平成○年度（※入札実施年度の 3 年度前）の入札日に相当する日以後、入札の日までに、国、地方公共団体若しくは特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に定める不利益処分）を受けたことがないこと。

平成 年 月 日
支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

住 所
会 社 名 印
代 表 者 印

該当項目 (1から5を記入する)

該当する違反の内容 (具体的に記入する)

《記載項目の例》

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分庁
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由